特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２７号

東京都青梅市今寺５丁目14番地１
清算株式会社　エイチエヌ株式会社
代表清算人　浅川　幸也

１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、住友信託銀行株式会社に対し、平成21年５月30日から同年６月29日までの利息債務を本協定の認可の決定が確定した時から１ヶ月以内に弁済する。
２　清算株式会社は、東京信用保証協会に対し、平成21年６月１日から同年６月29日までの利息債務を本協定の認可の決定が確定した時から１ヶ月以内に弁済する。
３　清算株式会社は、別紙①記載の不動産から発生した受取賃料分である金3640500円を、株式会社北陸銀行に対し、本協定の認可の決定が確定した時から１ヶ月以内に弁済する。
４　清算株式会社は、各協定債権者に対し、租税債務、前３項の規定よる各弁済額及び必要費用を控除した残額を、本協定の認可の決定が確定した時から１ヶ月以内に別紙②記載の各協定債権元本額（株式会社北陸銀行については、協定債権元本額から前項による弁済金額を差し引いた残額）に応じて按分して支払う。
５　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及びこれに付随する利息及び損害金の全額につき、その債務を免除する。
６　本協定における支払いの方法は、各協定債権者の指定する預金もしくは貯金口座宛に振込送金する方法、又は各協定債権者に開設された預金もしくは貯金口座から引き落とす方法により行なうものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
７　本協定の認可の決定が確定した日の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権元本額（株式会社北陸銀行については、協定債権元本額から前項による弁済金額を差し引いた残額）の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第５項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所立川支部民事第４部

更生計画変更

平成１９年（ミ）第５号

茨城県神栖市砂山2668番地10
更生会社　オール・ウェイスト・リサイクル株式会社

１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件更生計画を変更する。
３　更生計画変更の要旨

更生計画中、本文第６章に以下の条項を追加する。

第１の３　株式の取得

更生会社は、以下のとおり、『本章第４の２、１』によって発行された更生会社の株式を取得する。

⑴　更生会社が取得する株式の数
発行済み株式（みなと運送株式会社所有の全1900株）の内、1000株

⑵　更生会社が株式を取得する日
更生計画変更の決定日の属する月の末日（以下「追加取得日」という。）。
但し、管財人は、裁判所の許可を得て、追加取得日を変更することができる。

⑶　取得の対価　無償

第２の３　株式の消却

更生会社は、『本章第１の３』によって取得した株式を、以下のとおり消却する。

１　更生会社が消却する株式の数
『本章第１の３』にて取得した発行済み株式の全て
２　更生会社が株式を消却する日　追加取得日

第３の３　資本金の額の減少

更生会社は、以下のとおり、資本金の額を減少する。

１　減少する資本金の額　5000万円
２　資本金の額の減少の効力発生日　追加取得日
３　その他

資本金の減少により生じた資本剰余金については、欠損の填補に充てるものとする。

第４の３　募集株式の発行

１　更生会社は、以下のとおり、募集株式を発行する。但し、管財人は、合理的な必要性が生じた場合は、裁判所の許可を得て、募集株式の割当に関する事項を変更することができる。
⑴　募集株式の種類及び数
普通株式　1000株
⑵　募集株式一株当たりの払込金額
５万円
⑶　出資の目的財産及びその評価額
みなと運送株式会社が、更生会社に対して有する、次のア及びイの各貸付金債権。尚、更生会社は、当該債権に係る期限の利益を放棄する。
ア　平成20年４月23日付金銭消費貸借に基づく貸付金債権（元本金１億1500万円）の内金2000万円。
イ　平成20年５月26日付金銭消費貸借に基づく貸付金債権（元本金5800万円）の内金3000万円。
その評価額　金5000万円
⑷　募集株式の割当を受ける者
みなと運送株式会社に全株を割当て、総数引受契約によって行う。
⑸　割当株式数　1000株
⑹　割当を受けた募集株式の財産給付期日
追加取得日
但し、追加取得日が、更生計画変更の決定日から２週間以上の期間のない場合は、みなと運送株式会社の、期間短縮の同意を得ること。同意を得られない場合は、更生計画変更の決定日から２週間以上経過の日を裁判所の許可を得て管財人が定める。
⑺　増加する資本金及び資本準備金の額
資本金　5000万円
２　配当の制限

更生手続中は、株主に対する剰余金の配当は行わない。

大阪地方裁判所第６民事部

船舶所有者等責任制限手続廃止

平成２１年（船）第１号

大阪市港区海岸通２丁目１番11号
申立人　株式会社大都

１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件責任制限手続を廃止する。
３　理由の要旨　申立人は、知れている受益債務者及び責任制限手続に参加した者の全員の同意を得て、本件責任制限手続廃止の申立てをした。

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第１号

兵庫県三田市南が丘２丁目６番３号
再生債務者　医療法人社団緑樹会

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神戸市中央区海岸通８番地　神港ビル７階　神戸海都法律事務所　弁護士　滝澤　功治

平成23年３月29日

神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第２号

兵庫県芦屋市朝日ケ丘町16番28号
再生債務者　根来　秀明

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神戸市中央区海岸通８番地　神港ビル７階　神戸海都法律事務所　弁護士　滝澤　功治

平成23年３月29日

神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第２号

兵庫県芦屋市打出町６番４号
再生債務者　株式会社アスクケア

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪府大阪市中央区高麗橋４―４―９　淀屋橋ダイビル２階　弁護士法人大阪西総合法律事務所　弁護士　石井　教文

平成23年３月28日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係